

(5) 紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

# かつしか郷土かるた



かつしか郷土かるたは、「いつまでもふるさとに誇りを持ち、愛し続けてほしい」という願いから平成24年2月に誕生しました。  
 かるたに取り上げられている44の題材は、葛飾の自然・産業・文化・歴史・人物などや地域性を考慮して選定されました。  
 区では、郷土を学ぶことができる教材として、毎年区内の小学校3年生全児童に配布し、授業で活用する他、競技大会の開催や地域で行われるイベントを支援するなど、区内全域にわたって普及を進めています。  
 【担当課】 生涯学習課 ☎5654-8475



かるた競技を楽しむ子どもたち(柴又小学校)

## 「かつしか郷土かるた」全区競技大会を開催!

かつしか郷土かるたの競技を通じて、郷土を大切に思う心を育むことを目的に、かつしか郷土かるた全区競技大会を開催します。  
 この全区競技大会では、青少年育成地区委員会単位で選出された代表者が集い、平成26年度の葛飾区チャンピオンを決定します。

**大会日程**  
**日時** 平成27年 2月28日(土) 午前10時～正午  
**会場** 郷土と天文の博物館(白鳥3-25-1)

見学できます  
 直接会場へ

選手は各地区からの代表者となりますので、一般の方は見学のみとなります(入館料100円(中学生以下無料))。



平成25年度の大会の様子

**平成25年度大会成績**  
 優勝 東立石地区  
 準優勝 新宿地区  
 第3位 新小岩北地区

かつしか郷土かるた販売中!  
 区政情報コーナー(区役所3階304番)・郷土と天文の博物館(白鳥3-25-1)などで販売しています(500円)。詳しくはお問い合わせください。

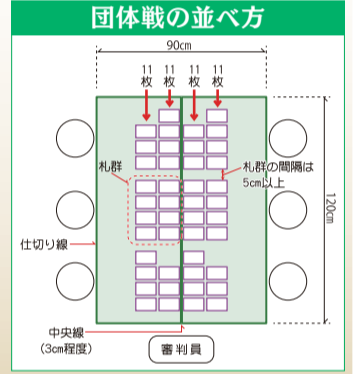
## 郷土かるたを楽しもう!

### 郷土かるたの遊び方 団体戦

- 競技の準備  
 ①対戦相手とジャンケンをし、勝った側が札をよく切って22枚ずつの山に分け、ジャンケンに負けた側が先にどちらかの山を取り、勝った側が残りの山を取ります。  
 ②札を並べます(図参照)。  
 ■競技の方法  
 ①読み札が読まれるまでは、仕切り線の内側に手や体を入れてはいけません。  
 ②読み札は2回読まれます。  
 ③読まれた札と違う札に手が触れた場合は、持っている札の1枚を相手チームに渡します。  
 ④札が最後の2枚になったら競技を一度中断し、残った2枚を中央線上に30cm離して並べます。チームの代表1人を選出し、1対1で戦います。競技再開の合図として直前に読まれた札が1回読まれ、次に残った札のどちらかが読まれます。取った方が最後に残った1枚も取ります。  
 ■採点の方法  
 札を多く取ったチームが勝ちです(同点の場合は「く」の札を持っているチームが勝ちです)。

個人戦でも、団体戦でも楽しめます  
 個人戦の遊び方や詳しいルールについては、区ホームページをご覧ください。

かつしか郷土かるた 遊び方 [検索](#)



## フィットネスパークの整備状況をお知らせします 水元体育館 平成28年3月に開館予定

老朽化が進んでいる水元体育館に替えて、現在、水元中央公園内に新たな体育館を建設しています。  
 さらに、平成28～29年度にかけて、同じ水元中央公園内に、テニス・少年野球・サッカー・フットサル・グラウンドゴルフができる屋外運動施設を整備し、お子さんから大人の方まで誰もが楽しく気軽にスポーツに親しめるフィットネスパークとなる予定です。  
 【担当課】 生涯スポーツ課 ☎3691-7111

水元体育館概要

- 【所在地】 水元1-23-1  
 【構造】 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階建  
 【面積】 建築面積:約4,943㎡ 延床面積:約12,085㎡  
 【主要諸室】
- 1階
    - ▶ プール(25mプール8コース・歩行プール・幼児プール・採暖プール)
    - ▶ 武道場(柔道場・剣道場)
    - ▶ 総合更衣室
    - ▶ プール更衣室
    - ▶ 事務室
  - 2階
    - ▶ メインアリーナ(バスケットコート2面分)
    - ▶ サブアリーナ(バスケットコート1面分)
    - ▶ トレーニングルーム
    - ▶ 地域交流ホール
  - 3階
    - ▶ フィットネススタジオ
    - ▶ 会議室
    - ▶ アリーナ観客席



今後の整備予定  
 平成27年9月まで …… 水元体育館建設工事  
 平成28年3月 …… 体育館開館(開館後、既存体育館を解体)  
 平成25～29年度 …… 水元中央公園改修工事  
 平成28～29年度 …… 屋外運動施設工事

## 軽自動車税が変更されます 担当課 税務課 ☎5654-8201

原動機付自転車・二輪車など

平成27年度から原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などの税額が変更になります。

種別・総排気量	税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
雪上用(専ら雪上を走行するもの)		3,600円
二輪の被けん引車(ボートトレーラーなど)		3,600円

## 四輪・三輪の軽自動車(総排気量660cc以下)

平成27年度から初度検査(※1)の検査年月により税額が異なります。  
 また、平成28年度から、環境負荷を軽減するグリーン化を進めるため、重課税額が設けられました。  
 (※1) 道路運送車両法の規定による車両番号(標識番号)の指定を受けた時に行う最初の検査です。検査年月は自動車検査証を確認してください。

車種区分	乗用	用途	税額		
			平成27年度変更		平成28年度変更
			平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両	重課税額(※2) 初度検査から13年経過した車両
軽四輪	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

(※2) 初度検査を受けた月(平成15年10月14日前の場合は、検査を受けた年の12月)から起算して、13年を経過した翌年度から重課税額の対象になります。  
 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車は13年を経過しても、平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両と同額の税額になります。